

勤務条件等について

■ 臨時的任用職員（実習助手・寄宿舍指導員）

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が出産に伴い、産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間（約16週間）

2 勤務時間・休暇等

ア 勤務時間 正規職員と同じです。（1週間当たり38時間45分）

イ 週休日及び休日 日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
（12月29日から翌年の1月3日まで）

ウ 年次有給休暇 任用期間の月数に応じて付与されます。

（例）4か月任用される場合、「7日」付与

エ 病気休暇 正規職員と同じです。

（例）私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間

オ 特別休暇 正規職員と同じです。

（例）職員の親族が死亡した場合等

3 給与

ア 給料 正規職員に準じて支給します。
（例）高校卒業後に実習助手（臨時）又は寄宿舍指導員（臨時）に任用される場合
教育職給料表（一）1級5号俸（223,900円）

イ 各種手当 正規職員と同じです。
（例）通勤手当、住居手当、扶養手当、教職調整額等

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

2か月以上の任用が見込まれる場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。
2か月以上の任用が見込まれない場合は、国民健康保険の適用、もしくは、親族の被扶養者となります。

※ 要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。